

企画競争実施の提案募集要項

「令和8年度四国アドベンチャートラベル・サステナブルツーリズム実践ガイド育成事業委託業務」に係る企画提案方式による公募について

令和8年5月8日

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。
なお、本事業は観光庁令和8年度「広域連携観光促進事業」の補助金交付可否に応じて実施範囲が変更になる旨、留意願います。

1. 業務概要

- (1) 委託事業名 令和8年度四国アドベンチャートラベル・サステナブルツーリズム実践ガイド育成事業
- (2) 業務内容 別紙「四国アドベンチャートラベル・サステナブルツーリズム実践ガイド育成事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期限 契約締結日から令和9年1月29日（金）
- (4) 契約限度額 3,365,340円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ②国又はいずれの地方公共団体においても競争入札参加資格を有さない者
 - ③四国4県又は他の地方公共団体から競争入札参加者資格の指名停止等の措置を受けている者
 - ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ⑤暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
 - ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ⑧労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ⑨役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）成年被後見人又は被保佐人
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - （エ）暴力団の構成員等
- ⑩選定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3. 業務に係る質問

委託業務に係る質問は、**令和8年5月15日（金）17:00**までに以下に記載のメールアドレスにメールで送付してください。

質問に対する回答は、当機構のホームページで5月19日（火）12時公開を予定しています。

・担当者連絡先

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟3階
一般社団法人 四国ツーリズム創造機構 担当：竹内

電 話 087-813-0433

メールアドレス Inbound@shikoku-tourism.com

4. 参加申込書（様式第1号）、会社等の概要（様式第2号）の提出

（1）提出方法

3に記載の担当者宛に電子メール

※電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

(2) 提出期限 令和8年5月22日(金) 17時00分(必着)

(3) 提出先 3に記載のとおり

(4) 複数の事業者による共同提案(JV)の場合の留意事項

① 幹事者を決め、「参加申込書(様式第1号)」は幹事者が提出すること。

② 全ての共同提案者について、「会社等の概要(様式第2号)」を提出すること。

5. 企画提案に係る手続等

(1) 提出先及び担当 3に記載のとおり

(2) 書類の作成及び提出方法

①提出書類 業務実績書(様式第3号)、企画提案のポイント(様式第4号)、
企画提案書[任意様式](以下、「提案書」という。)

②提案書の規格及びページ数

A4版 両面15頁(表紙、目次を除く)以内。

③提案書作成にあたっての留意点

当該業務の実施体制並びに経費の見積り及び内訳も明瞭に記載すること。単価
×数量で記載できる項目について、内訳を記載することとし、「一式」表記は
基本的に認めない。

④提案書の提出期限 令和8年6月4日(木) 17時00分

⑤提出方法

上記3に6部、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明、レターパックなど配達
追跡が可能なもので期限内必着)。

あわせて電子ファイルで3のメールアドレスに送付。

(3) 企画提案募集に係る説明会 説明会は開催しません。

(4) 企画提案を選定するための評価基準 別紙「提案書の審査基準」のとおり

6. 審査委員会の設置

別途定める『「令和8年度四国アドベンチャートラベル・サステナブルツーリズム
実践ガイド育成事業委託業務」公募型プロポーザル審査委員会設置要領』に基づき、
審査委員会を設置します。

7. 契約の相手方の決定方法

提出された提案書の内容を審査する審査委員会を令和8年6月15日(月)(予定)
で開催する。審査委員会では、審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相

手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

8. 審査結果

審査結果は、令和8年6月下旬までに、全ての応募者に通知します。

9. 支払条件

事業終了後、委託業務報告書を提出し、当機構の検査を経て、受託者からの適切な支払請求書を受領した日から30日以内に、請求者の取引銀行口座へ契約金額を振り込みます。

10. 日程（予定）

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年5月8日（金） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質疑提出〆切 | 令和8年5月15日（金） |
| (3) 企画提案への参加申し込み〆切 | 令和8年5月22日（金） |
| (4) 企画提案書の提出〆切 | 令和8年6月4日（木） |
| (5) 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和8年6月15日（月）予定 |
| ※プレゼンテーションはリモートでのオンライン形式を予定 | |
| (6) 企画提案書の審査結果の通知 | 令和8年6月下旬 |

11. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、応募者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 当機構の職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の応募者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

12. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出期限までに3に到着しなかった提案書は、いかなる理由をもっても選定されない。
- (4) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

選定後には、交互者と当機構は企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、契約の手続きに進む。

7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、あらためて当機構と交渉を行うことになる。

- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を選定した応募者及び提案書を選定しなかった応募者に対して、その旨を書面またはメールで通知する。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出された書類は、必要に応じて複写する。（審査使用に限る）
- (9) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (11) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

提案書の審査基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・選定し、選定された提案書の応募者を、契約の相手方として選定します。

1. 評価項目と評価基準

(1) 企画提案コンセプトの妥当性 (20点)

- ・企画提案書のコンセプト (AT ガイド育成のための AT・ST 基礎研修並びに、JCTA 公認サイクリングツアーガイド講習の内容) は明確かつ妥当か。

(2) 具体的な事業内容の妥当性 (100点)

- ・基礎研修とサイクリングツアーガイド講習が四国におけるアドベンチャーレベルとサステナブルツーリズムの視点を重視した研修内容になっているか。

(30点)

- ・研修並びに講習の実施場所の選定は、講習内容にふさわしい場所であり、四国4県のバランス、参加者の利便性が考慮されているか。

(30点)

- ・実施時期は参加者が参加しやすい日程になっているか。

(20点)

- ・研修後のアンケート分析結果を、今後の事業方針策定に活用できる設計になっているか。

(20点)

(3) 目標値の妥当性 (20点)

- ・受講者数、資格取得者数、HP掲載ガイド数の目標値は妥当なものか。

(4) 業務遂行能力 (100点)

- ・業務遂行に十分な実施体制をとっているか。また、無理のないスケジュールになっているか。

(20点)

- ・アウトプット達成のために必要な手段を講じているか。

(20点)

- ・アウトカムの達成のために必要な手段が示されているか。特に、成果指標について十分な根拠が示されているか。

(20点)

- ・個人情報の取り扱い及び管理の遵守と体制が整っているか。

(20点)

- ・十分な実績を有し、円滑な業務遂行が見込まれるか。

(20点)

(5) 見積経費 (20点)

- ・業務執行に妥当な金額であるか。
- ・傷害保険内容が明確に記載されているか。

2. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時・場所

- ① 日時 令和8年6月15日(月)開催(予定)
- ② 場所 オンラインで実施(予定)

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1参加者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設ける。
- ② 審査委員会への参加は、1参加者あたり3名までとする。
- ③ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途案内する。
- ④ プレゼンテーションで使用できる資料は、予め提出した企画提案書の内容のみとする。

3. 審査の方法

- (1) 別途定める『「令和8年度四国アドベンチャートラベル・サステナブルツーリズム実践ガイド育成事業」公募型プロポーザル審査委員会』において、企画提案書ごとに各審査項目について1点から5点までの点数を記入し、各項目に設定した係数を掛け合わせ合計点数を算出する。
- (2) 審査員全員の審査点数の合計が最も高い順に提案契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。ただし、加点後の合計点を審査員の数で除した平均点数が156点(260点の60%)に満たない場合は採用しない。
- (3) 評価合計が最も高い提出者が複数ある場合は、審査員の協議により候補者と次点者を選定する。